

## 船橋市運動部活動指導員配置事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年船橋市規則第37号）に基づき、必要な事項を定める。

### 2 目的

中学校へ部活動指導員を設置することで、教職員の働き方改革を推進し、教職員の多忙化を解消しつつ、生徒への専門的な技能指導を継続的に行うことを目的とする。

### 3 内容

- (1) 船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行規則第78条の2「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」に基づき、下記（4）に示す活動を行うことのできる運動部活動指導員を中学校に配置する。
- (2) 配置対象は、学校が設置する部活動とし、原則として下記の条件に該当する学校とする。
  - ア 部はあるが専門的な指導のできる教員がない場合
  - イ 学校の事情により派遣が必要と教育委員会が認めた場合
- (3) 校長は、運動部活動指導員に顧問を命じることができる。
- (4) 運動部活動指導員は、学校の計画に基づき、校長の監督の下、以下の職務にあたることのできる。
  - ア 実技指導
  - イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
  - ウ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
  - エ 用具・施設の点検・管理
  - ウ 部活動の管理運営（会計管理等）
  - オ 保護者等への連絡
  - カ 年間・月間指導計画の作成
  - キ 生徒指導に係る対応
  - ク 事故が発生した場合の現場対応
- (5) 運動部活動指導員の勤務日及び勤務の割り振りは、校長が行う。その際、「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に示されている「適切な休養日等の設定」を遵守する。
- (6) 勤務時間は、配置校の指導計画に沿って、月曜日から金曜日までは8時間程度（2時間程度を4日）、日曜日及び土曜日は3時間程度（週末1日）、長期休業中は週15時

間程度（3時間程度を週5日）を目安に予算の範囲内で割振りを行う。

- (7) 運動部活動指導員の報酬及び費用弁償は、「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）」に基づき支給する。
- (8) 運動部活動指導員の配置人数については、予算の範囲内で定める。
- (9) 当該校に配置する運動部活動指導員は、1種目につき1人とする。
- (10) 運動部活動指導員の任用期間は、任用した日から当該年度内の配置最終日とする。  
なお、更新は可能であるが、同一校への配置は原則5年とする。

#### 4 運動部活動指導員に対する研修

教育委員会は、運動部活動指導員に対し、次に掲げる内容について事前に研修を行う。

- (1) 部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付け
- (2) 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等教育的意義
- (3) 学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること
- (4) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと
- (5) 安全な確保や事故発生後の対応を適切に行うこと
- (6) 生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること
- (7) 服務（部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）を遵守すること

#### 5 運動部活動指導員の管理について

管理職は、次に掲げる活動を行うものとし、特に事故の防止には十分留意しなければならない。

- (1) 運動部活動指導員の勤務等に関する教育委員会との協議・連絡調整
- (2) 運動部活動指導員の勤務日時・活動内容等に関する連絡調整
- (3) 運動部活動指導員の活動状況及びこれに関する学校職員の意識・要望の把握等、学校における事業の円滑な遂行の統括
- (4) 運動部活動指導員の勤務に係る報告書等の提出

#### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日一部改正。